

## 現場代理人の常駐緩和及び兼任に関するQ&A

Q：常駐を要しない期間について、契約担当課に書類を提出する必要はありますか？

A：契約担当課に書類を提出する必要はありません。

Q：現場代理人の常駐が求められているかどうかは、どのように確認したらよいでしょうか？

A：契約約款第10条第3項に、常駐を要しない項目を記述しています。詳細は工事主管課にご確認下さい。ただし、常駐を要しない項目に該当していても、「現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある。」、「連絡体制が確保されていない。」など、不適切な施工体制であれば、常駐を求められる場合もあります。

Q：従事中の工事は、契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事ですが、主任技術者の専任を求められており、主任技術者が現場代理人を兼務しています。このような場合、他の工事の現場代理人を兼任することは出来ますか？

A：請負契約条件としての主任技術者専任ですので、兼任の有無に関わらず他工事での現場代理人となりうることは出来ません。

Q：従事中の工事は、契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）です。その後、単価契約の工事を2件受注しました。現場代理人を3件とも同一人で施工したいと思いますが認められますか？

A：単価契約工事の場合、豊島区発注工事や豊島区内での工事などの条件が合えば兼任が認められる可能性はあります。また、単価契約工事の兼任が認められた際には、単価契約工事は兼任件数に含めなくても構いません。この場合、現場代理人として3件同一人で施工する事が認められる可能性はあります。しかし、工事内容や工事の時期、工事現場の状況、安全上の理由などから認められないこともあります。申請の際は、事前に工事主管課とご相談下さい。

Q：従事中の工事は、契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事です。この場合で、これから兼任を希望する工事が、契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は、7,000万円未満）であれば、現場代理人の兼任は出来ますか？

A：契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事に従事中の現場代理人は、他の工事の現場代理人を兼任することは出来ません。兼任出来るのは、いずれも工事がともに契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は、9,000万円未満）である必要があります。

Q：豊島区以外の機関が発注した工事を履行中です。その工事の現場代理人は常駐を求められていません。豊島区発注工事現場で現場代理人の兼任は認められますか？

A：現場代理人の兼任を認める条件は、豊島区が発注した工事現場が豊島区内である必要があります。したがって、豊島区以外の機関が発注した工事現場で現場代理人となっている場合、兼任は認められません。

Q：兼任を認める条件として、「他方の現場作業が行われていないこと。」となっていますが、それをどのように示せばよろしいでしょうか？

A：届出に際し、たとえば両工事の工程を記載した工程表を提出し、その工程が重複していないことが

確認出来るようなことが考えられます。申請の際は、事前に工事主管課とご相談下さい。

Q：従事中の工事では、現場代理人と主任技術者を兼任する届出を行っています。今回、新たに受注した工事においても、従事中の担当者が現場代理人と主任技術者を兼任することは出来ますか？

A：いずれも工事がともに契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は、9,000万円未満）で、運用基準に合致すれば兼任が認められる可能性はあります。しかし、いずれかの工事が契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は、9,000万円以上）の場合は、兼任出来ません。

Q：単価契約の工事を受注していますが、新たに単価契約の工事を受注しました。現場代理人を2件とも同一人で施工したいと思いますが申請は必要でしょうか？

A：単価契約の場合、兼任件数に規定はありませんが申請するの必要はあります。単価契約といえども、工事内容や工事の時期、工事現場の状況、安全上の理由などから認められない可能性もありますので、申請の際は、事前に工事主管課とご相談下さい。

Q：兼任の手続きはどのようにしたらいいのでしょうか？

A：受注後に、工事主管課に兼任申請を行って下さい。その際、従事中工事主管課と申請工事主管課が異なる場合は、事前に従事中工事主管課の承認を受けて下さい。なお、従事中工事主管課と申請工事主管課が同一の場合でも手続きは必要です。